

2 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設・排出基準・粉じん発生施設

(1) ばい煙に係る排出基準

ア いおう酸化物に係る排出基準

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度とし、その算出方法は大気汚染防止法に定める方法（Ⅱの1の(1)）のとおりとする。

イ ばいじん及び有害物質（塩素、塩化水素）の排出基準

ばいじん及び有害物質（塩素、塩化水素）の排出基準は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートルにつき、次の表のばい煙発生施設についてそれぞれ排出基準の欄に掲げるとおりとする。

熊本県生活環境の保全等に関する条例（熊本県公害防止条例）に基づくばい煙発生施設及び排出基準

区分	種類	規模	施設	ばい煙の種類	排出基準
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積（日本工業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところによる。）が5平方メートル以上10平方メートル未満であること。（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。）	重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	ばいじん	※1 0.30グラム
			ボイラーのうち前項に掲げるもの以外のもの	〃	※1 0.50グラム
2	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉及び電気のみを熱源とするものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下この表において同じ。）が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	溶解炉及び加熱炉	〃	0.20グラム 備考1
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉				
4	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	ばいじん	0.40グラム
			焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	〃	0.30グラム
			熔融炉のうちるつぼ炉	〃	0.30グラム
			焼成炉及び熔融炉のうち前3項に掲げるもの以外のもの	〃	0.25グラム
5	乾燥炉	同上	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	〃	0.50グラム 備考1
			乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	〃	0.20グラム 備考1

区分	種 類	規 模	施 設	ばい煙 の種類	排出基準
6	廃棄物焼却炉	火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であるか、又は炉内容積が 0.5 立方メートル以上であるか又は火床面積が 0.5 平方メートル以上。ただし、火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であるものを除く。		ばいじん	0.50 グラム
				塩化水素	700 ミリグラム
7	オガライト炭の製造の用に供する炭化炉	すべてのもの	炭 化 炉	ばいじん	0.60 グラム
8	化学製品及び食料品（食料品の原料を含む。）の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素（塩酸を含む。）反応施設及び塩化水素吸収施設（密閉式のものを除く。）	塩素又は塩化水素ガスを使用するものにあつては、原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム未満であること。ただし、塩酸を使用するものにあつてはすべてのもの。	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	塩 素	30 ミリグラム
				塩化水素	80 ミリグラム
9	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず〔当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。〕を使用するものに限る。）の用に供する溶解炉	火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.25 平方メートル以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 100 キロボルトアンペア以上であり、かつ溶解炉の容量が 1 トン未満であること。		ダイオキシン	1 ナノグラム 備考 2

備 考

1. 平成 12 年 12 月 31 日までに設置されている次の施設は、当分の間、下に掲げるばいじん量とする。

区分 2 の溶解炉のうち、アルミニウムの他金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉	0.30 グラム	平成 13 年 7 月 1 日から適用
区分 5 の上段骨材乾燥炉	0.60 グラム	〃
区分 5 の下段の骨材乾燥炉以外の乾燥炉	0.35 グラム	〃

2. 平成 12 年 12 月 31 日までに設置された区分 9 のアルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉のダイオキシンの排出基準は次のとおりとする。

	平成 13 年 12 月 31 日まで	平成 14 年 1 月 1 日～ 平成 15 年 12 月 31 日	平成 16 年 1 月 1 日から 当 分 の 間
基 準	適 用 せ ず	20 ナノグラム	5 ナノグラム

なお、ばいじんの量は次の式（熱源として電気を使用する施設、1 の区分に掲げるボイラー、2 の区分に掲げる溶解炉、3 の区分に掲げる加熱炉、5 の区分の乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉）並びに 7 の区分の炭化炉にあっては $C=C_s$ ）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、 O_n 、 O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 グラム）

O_n 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

4 の 区 分	15
5 の 区 分	16
6 の 区 分	12

O_s 排ガス中の酸素の濃度（当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする。）（単位 百分率）

C_s 規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 グラム）

- ばいじんの量の測定方法は、規格 Z8808 に定める方法によるものとする。
- この表は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において、1 時間につき合計 6 分間をこえない時間内に排出されるばいじんについては適用しない。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。
- 有害物質の量（備考 5 に規定するものを除く。）は、塩素にあっては規格 K0106 に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、塩化水素にあっては規格 K0107 に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、9 の項に掲げるものにあってはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項第 1 号イ及びロに定める方法により測定され、同令第 3 条に定める方法により換算された量としてそれぞれ表示されたものとし、当該ばい煙有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出されるばい煙有害物質（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- この表の区分 6 に掲げる廃棄物焼却炉に係る塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、 O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

C_s 規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）

※1 表⑥ 小型ボイラーに係る排出基準参照（p100）